

泉田地区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、泉田地区自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、泉田市民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、「自助、互助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害（地震、風水害、火災などをいう）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、泉田地区会規約第5条に規定する防災事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の発生時における情報の収集伝達、家屋・街路の安全確保、防犯、避難誘導、負傷者の応急手当、要配慮者の避難支援、初期消火、給食給水、避難所運営等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備、備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、泉田地区自治会に加入する世帯をもって構成する。

(構成)

第6条 本会は、地区本部及び組拠点をもって構成する。

2 組拠点は、泉田地区会規約第3条に規定する15組にそれぞれ設置する。

(地区本部役員の選任と任期)

第7条 地区本部に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名（地区長、地区長経験者）
- (3) 本部長 8名（地区役員6名、消防分団長、パトロール隊長）
- (4) 事務局員 7名（総務3名、会計2名、書記2名）
- (5) 部長 各部1名
- (6) 副部長 各部若干名

(情報部、安全防犯部、救出救護部、防火部、被災者生活対策部)

- 2 会長、副会長、本部長は、地区長経験者、地区役員、消防分団長、及びパトロール隊長のうちから選出し、総会に報告の上、承認を得るものとする。
- 3 事務局員、部長、副部長は、会員の互選により選出し、総会に報告の上、承認を得るものとする。
- 4 役員任期は3年とし、再任することができる。

ただし、地区役員及び関係団体役員については、当該団体の任期による。

(地区本部役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、事業を統括するとともに災害発生時における応急対策の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

- 3 本部員及び事務局員は、本会の防災計画の策定実行に携わる。
- 4 部長及び副部長は、各部の役割分担に応じた活動の実動指揮を行う。

(組拠点役員の選任と任期)

第9条 組拠点に次の役員を置く。

- (1) 責任者 1名(当該年度組長)
 - (2) 責任者補佐 2名(前年度組長及び前々年度組長)
 - (3) 係長 各係1名(情報係、安全防犯係、救出救護係、防火係)
- 2 責任者は当該年度組長を充て、責任者補佐は前年度及び前々年度組長を充てる。
 - 3 係長の人選は、責任者と責任者補佐が協議して行う。
 - 4 役員の任期は原則3年とし、再任することができる。
ただし、責任者は1年、責任者補佐は2年とする。

(組拠点役員の任務)

- 第10条 責任者は組拠点を代表し、事業を統括するとともに災害発生時における応急対策の指揮命令を行う。
- 2 責任者補佐は、責任者を補佐し、責任者に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 係長は、各係の役割分担に応じた活動の実動指揮を行う。

(顧問)

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長が地区本部役員会に諮り選出する。
 - 3 顧問は本会の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるができる。

(組織及び役割)

第12条 本会の事業を遂行するための組織及び役割は別に定める。

(会議)

- 第13条 本会には、総会及び役員会を置く。
- 2 役員会は、全体会議、地区本部役員会議及び本部員・事務局会議をもって構成する。

(総会)

- 第14条 総会は、全会員をもって構成するが、全体会議をもって代えることができる。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は随時に開催することができる。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定改廃に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他総会が特に必要と認めたこと。

(全体会議)

- 第15条 全体会議は、地区本部役員及び組拠点役員をもって構成し、会長が招集する。
- 2 全体会議は、次の事項を審査する。
 - (1) 規約の制定改廃に関する事項
 - (2) 防災計画の実施に関する事項
 - (3) 予算及び決算の認定に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

(地区本部役員会議及び本部員・事務局会議)

第16条 地区本部役員会議は、地区本部役員をもって構成し、会長が招集する。

2 地区本部役員会議は、次の事項を審議し、実行する。

- (1) 規約の制定改廃に関する審議
- (2) 防災計画の企画立案
- (3) 予算の執行管理及び決算
- (4) 組織及び組織運営に関する改善提案
- (5) その他会長が必要と認めた事項

3 地区本部役員会議又は全体会議の準備会議として、会長、副会長、本部員及び事務局員をもって構成する本部員・事務局会議を開催することができる。

4 重大な災害が発生した場合は又は警戒宣言発令時には、会長の指示により地区本部役員会議は、地区災害対策本部へと移行するものとする。

(防災計画)

第17条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における本会の組織編制及び任務分担に関すること。
- (2) 平常時における防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他必要な事項

(経費)

第18条 本会の運営経費は、刈谷市及び泉田地区自治会からの補助金、その他の収入をもって充てる。

2 会計決算については、泉田地区自治会の監査承認を受けるものとする。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(附則)

この規約は令和2年7月19日から施行する。